

令和7年度ものづくり企業連携コーディネーター事業受託者募集要領

県では、技術経営がわかる民間OBの技術人材をコーディネーターとして採用し、現役時代の販売チャネル等も活かして地道なマッチング活動を展開することにより、県内外のものづくり企業のビジネス連携を促進し、県内企業の新事業展開を支援するため、「ものづくり企業連携コーディネーター事業」を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

1 事業の概要

(1) 実施内容

- ①ものづくり企業連携コーディネーターの登録
- ②ものづくり企業連携コーディネーターによるビジネスマッチング活動
- ③ものづくり企業連携コーディネーターが行う活動の調整・管理
- ④その他、県内企業のビジネスマッチングに資する活動

2 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日までの間

3 委託料 委託料の額は、4,000千円を限度とします。
(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募要件

愛媛県内に主たる事務所を有する産業支援機関（※）で、次の条件を満たし、委託事業を的確に遂行できると認められるものとします。

- 事業実施に必要な組織体制の確保が可能であること。
- 県内企業のビジネスマッチング活動の実績を有していること。
- 事業実施にあたって県内全域を対象とした事業展開が可能であること。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

5 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めてください。
- (2) 事業の実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携してください。
- (3) ものづくり企業連携コーディネーターは、産業支援機関コーディネーター等の経験者、研究機関技術者、企業OBなどで、本事業の趣旨に賛同し、県内企業のビジネスマッチングのため、積極的に活動できる者を登録すること。ただし登録、変更及び抹消は、あらかじめ県の承諾を得てください。
- (4) ビジネスマッチング活動による成約等の実績を把握し、適宜、県に報告してください。

い。

- (5) 本事業は、令和7年度愛媛県一般会計予算の可決を条件として実施する。本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

6 提出書類

- (1) 令和7年度ものづくり企業連携コーディネート事業企画書（別紙様式）
提出部数は、企画書は1部。
ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は4部。
- (2) 定款等、直近の決算書・事業報告書 各1部。

7 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時必着

8 実施予定団体の選定

- (1) 令和7年度ものづくり企業連携コーディネート事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。
なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果についての異議申し立ては認めません。

9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部 産業政策課 スゴ技グループ
〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4-2
TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259